

2021年

8月号

社労士事務所 Ripples 事務所レポート

TOP
I
X

新型コロナワクチン接種とワクチン休暇

テーマ1 新型コロナワクチン接種の概要と企業の動き

テーマ2 ワクチン休暇の基礎知識

テーマ3 ワクチン休暇の運用時の注意点（既存の制度での対応も含め）

連絡先：〒416-0948 静岡県富士市森島 260-19 TEL:0545-67-6112 FAX:0545-67-6113 E-mail:sazanami330@gmail.com

1 新型コロナワクチン接種の概要と企業の動き

医療従事者等と 65 才以上の高齢者への接種が進んでいる「新型コロナワクチン」。今後、基礎疾患を持つ方や 64 才以下～12 才以上の方にもワクチン接種が進められる見通しです。

国は、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくために、企業や大学等において、職域（大学等を含む）単位でワクチンの接種を行っているとしています。

そのため国は、経団連など経済 4 団体に対し、「ワクチン休暇」の導入や職場での接種（＝職域接種）を要請しており、大手を中心に広がり始めています。今後は、中小企業については「ワクチン休暇」が広がると考えられます。

いざワクチン休暇を導入するとなると、「どういった対応をしないといけないのか」、「懸念点は？」など気になることも出てきてしまいますよね。そこで 8 月号では、テーマ 1 で「新型コロナワクチン接種の概要と企業の動き」、テーマ 2 で「ワクチン休暇の基礎知識」、テーマ 3 で「ワクチン休暇の運用時の注意点」についてご説明します。

■新型コロナワクチン接種の概要

新型コロナワクチン接種の方法としては、以下の 3 パターンがあると考えてよいでしょう。

新型コロナワクチンを接種しようと考えたとき、基本的には、①「お住まいの自治体」で実施する会場で接種することになります。

“より早く接種したい”などの希望がある場合には、②「自衛隊大規模接種センター」が東京、大阪に設置されていますので、センターに足を運べる方は、そこで接種することもできます（※予約にあたり、居住地域の制

限はありません）。

③「職場での接種（＝職域接種）」を進めようとしている企業もあるかもしれません。職域接種は、実施形態が「企業単独実施」「中小企業が商工会議所等を通じて共同実施」「下請け企業、取引先を対象に含めて実施」等となっています。実施形態がある程度の規模を要するものとなるため、実施する企業の多くは、大手企業になるでしょう。

ただし、「中小企業は、職域接種が全く関係ないか？」という点、そうでもなく、「中小企業複数社との連合で、合同接種会を実施」というニュースが出始めていたり、場合によっては、職域接種を行う大手企業の下請け企業、取引先に該当し、職場での接種を行ったりする可能性もあります。

■企業で職域接種を行う場合はどうするか？

次に、「職域接種」について簡単にご説明します。

職域接種を企業内で行う場合は、事前に、“接種会場”“接種予定回数”“接種開始予定日”などの情報を厚生労働省が運営する「職域接種会場申請サイト」を通じて入力し、接種会場所の都道府県及び国へ提出する必要があります。

申請手続きの大まかな流れは、①事前準備→②申請登録→③不備訂正→④申請承認という 4 ステップとなっています。事前準備としては、接種会場の責任者・連絡先担当者を決める、申請内容を整理するなどがあります。

申請が承認された後、国から職域接種会場へ-20℃冷凍庫、ワクチン、針・シリンジなどの物品が配送され、接種開始が可能となります。

なお、費用については、予防接種法に基づき行われるものなので、接種にかかる費用は国から支給されます（※企業の負担はありません）。

■企業の動き

職場などでのワクチン接種の申請の受付は6月8日から始まりましたが、報道によれば、初日の午後5時の時点で400を超える会場の設置申請があったといいます。

国としては、効率的に接種を進めるため、まずは1,000人以上の規模がある企業などから職域接種を始めていく方針ですが、「中小企業など規模の小さい企業や団体では実施はできないのか・・・」と聞いてしまいますよね。

大企業以外での職域接種の実施のポイントとしては、以下の2点が考えられます。

- ①企業同士の連携
- ②健康診断など既存の仕組みの活用

企業同士の連携例を挙げさせていただくと、DXクラウドサービスを展開する「株式会社ショーケース」が、50社を超える企業とパートナーシップを組み、7月より5,000人規模の共同職域接種を実施すると発表しています。

また、地域の商工会議所が中心となって、中小企業を対象にした共同接種を行うことを検討しているケースもあります。日本商工会議所によれば、河野太郎規制改革担当相が、中小企業のワクチン共同接種に必要な費用の支援を検討していると表明しています。商工会議所経由での接種が利用できそうであれば、そういったものを利用していいかもしれませんね。

2 ワクチン休暇の基礎知識

大手企業を中心に広がり始めている「ワクチン休暇」。中小企業でも今後、この流れが進むと予想されますが、とは言っても、「どんなことをしたらいいのか?」「そもそもワクチン休暇って?」などといった疑問を感じている経営者の方もいらっしゃるでしょう。

ちなみに、東京都では、新型コロナウイルスワクチンの接種及びそれに伴う事由を理由とした「特別休暇制度」等の整備に取り組む「都内の中小企業」等に対し、“無料”で専門家(社労士)を派遣し、助言等を行うと発表しました。こういった制度を活用できそうならば、ぜひこのような制度を活用していただきたいと思いますが、テーマ2では、「ワクチン休暇の基礎知識」についてご説明します。

■そもそも「ワクチン休暇」とは?

2021年5月13日に河野行政・規制改革相が経団連など経済4団体に「ワクチン休暇」の導入の検討を要請しました。この要請を受け、大手企業を中心に、従業員のワクチンの接種がスムーズに進むように、“特別有給休暇制度”を設けるところが出始めています。

この休暇は、法律上定められたものではなく、統一された制度ではありません。どのような制度にするかは個々の企業が判断するものとなり、こうした休暇を総称して「ワクチン休暇」と呼んでいます。

ワクチン休暇の例としては、下記のようなものがあります。

(例)

- ・ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設する
- ・既存の病気休暇や“失効年休積立制度”等をこれらの場面にも活用できるよう見直す
- ・特段のペナルティなく労働者の“中抜け”や“出勤みなし”を認める

■ワクチン接種のために、なぜ休暇が必要?

「ワクチン接種のために、なぜ休暇制度を設けないといけないの?」という疑問を感じた経営者の方もいらっしゃるかもしれません。この疑問については、以下の2点が理由として挙げられます。

- ①スムーズに接種できるようにするため
- ②安心して接種できるようにするため

まず、①「スムーズに接種できるようにするため」ですが、平日の日中にワクチン接種ができないと、週末や仕事が終わった後などに接種希望が集中する可能性が考えられます。そうすると、会場が混雑したり、接種を終えるのに時間がかかったりなど、接種がスムーズに進まない恐れが出てくることも。ワクチン休暇を設けることで、祝休日や混雑する時間帯を避け、平日の日中に受ける従業員も増えるでしょう。

次に、②「安心して接種できるようにするため」ですが、人によってはワクチン接種によって副反応が出る場合があります。もし、こうした副反応が出た場合に、従業員が安心して休みをとれる仕組みがあると、従業員としても安心して接種を受けられるようになりますね。

■通常の年次有給休暇をワクチン休暇に充ててはダメなの？

「通常の年次有給休暇（有休）を使って、従業員はワクチン接種を受けに行けばいいのでは？」と感じた経営者の方もいらっしゃるかもしれませんね。

実際に、インフルエンザワクチンなどを接種する場合には、従業員が自主的に有休を取得することで対応するケースが多く見られます。ですが、今回の新型コロナワクチン接種については、社会的にも早急な接種が望まれるため、企業による積極的なワクチン休暇の付与が必要となっています。

年次有給休暇は、労働基準法で決められた労働者の権利となっており、原則、従業員が好きなときに取得できるものです。せっかく得た権利である有給休暇を「新型コロナワクチン接種のために使いたくない」と考える従業員がなかにはいるでしょう（※結果的に、平日の日中にワクチン接種を受ける方が少なくなり、ワクチン接種がスムーズに進まなくなる可能性があります）。

ですので、より接種を円滑に進めるために、通常の年次有給休暇とは別に設ける“特別有給休暇”がワクチン休暇ということになります。

3 ワクチン休暇の運用時の注意点

テーマ2では「ワクチン休暇の基礎知識」についてご説明しましたが、テーマ3では「ワクチン休暇の運用時の注意点」についてご説明します。

■変更後の就業規則を周知することでOK

テーマ2で、ワクチン休暇の例としては、以下のものがあるとご紹介しました。

- ・ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設する
- ・既存の病気休暇や“失効年休積立制度”等をこれらの場面にも活用できるよう見直す
- ・特段のペナルティなく労働者の“中抜け”や“出勤みなし”を認める

これらの制度は、従業員が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものです。一般的には、従業員にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の

変更を伴う場合であっても、“変更後の就業規則を周知”することで効力が発生するものと考えられます。

ただし、こうした対応にあたっては、新型コロナワクチンの接種を希望する従業員にとって活用しやすいものになるよう、従業員の希望や意向も踏まえて検討いただくことが大切です。

なお、常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続きも必要となってくるので、就業規則の変更についての疑問、ご不明な点などは弊社までお気軽にお問合せください。

■接種を義務付けることはできる？

「せっかくワクチン休暇を設けたのだから、接種を義務付けにしたらいいのでは？」と考える経営者の方もいらっしゃるかもしれません。それについては、「NO」となり、企業から従業員に対してワクチン接種の義務付けは不可となります。

国の考えとしては、「原則としては接種を受ける努力義務を適用する」こととしていますが、「最終的には、ワクチン接種のリスクとベネフィットを勘案して、ひとりひとりが判断」し、「接種を希望しない場合、無理に接種する必要はない」としています。

ただし、医療職や接客業、高齢者施設等の従事者については、“業務命令での接種”としても、妥当と判断されやすくなっています。

■証明書を出させることはできる？

「従業員にワクチン休暇をとらせるかわりに、“ワクチン接種証明書”を出させることはできる？」という疑問について。

こちらは、取り扱いが難しい問題となっています。ワクチン接種は努力義務とされており、接種するかどうかは個人の自由です。また接種により確実に感染を防げるわけでもないため、社内での差別・区別を起こすような証明書の“提出要求”は避けるべきでしょう。

国としても、接種証明については、接種者を優遇し、未接種者を排除することになりかねないため、「倫理的問題としても、慎重に運用しないとイケない」という声があがっています。

■ワクチン接種を受けて、健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となる？

この問いについては、基本的には、「NO」となります。ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても、労災保険給付の対象とはなりません。

一方で、医療従事者等、高齢者施設等の従事者は上述のとおり、“業務命令での接種”も妥当と判断されやすい職業です。したがって、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。

以上、8月号では「新型コロナワクチン接種とワクチン休暇」についてご紹介しました。ワクチン接種を円滑に進めるためにも、御社の運用しやすいワクチン休暇はどのようなものか検討してみませんか？ご不明な点や疑問点などはお気軽に弊所までお問合せください。

事務所からの一言

東京 2020 オリンピックが、はじまりました。開催前からさまざまな物議を醸しだしていましたが、始まってみれば、スポーツや選手たちの魅力に釘付けになってしまいますね。柔道、卓球などメダルの期待のかかった種目もよいですが、海の近くで育った私はサーフィンに注目しています。(芦原)

さて、今月はコロナワクチン接種と休暇について取り上げてみました。オリンピック選手やスタッフなどの感染も報告される中、ワクチン接種の加速化に期待がかかります。企業側として、できることではワクチン休暇の導入が考えられます。就業規則の変更を伴うような制度化は難しいとしても、労働日のワクチン接種のための中抜けや遅刻早退などを給与の控除なしとして特別に運用するなど、できることから対応されてみてはいかがでしょうか。

社会保険労務士事務所 Ripples(りぷるす)

社会保険労務士 芦原百合子

〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

TEL 0545-67-6112

FAX 0545-67-6113

Mail sazanami330@gmail.com

HP <https://www.sr-ripples.com/>